

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示	
○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	四七
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	四七
○生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件	四七
○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件	四八
○生活保護法による指定介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった件	四八
○生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件	四八
○生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件	四八
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	四九
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	四九
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	四九
公告	
○肥料の検査の結果の概要を公表する件	四九

告示

福島県告示第六百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指定年月日
レムサスウェル訪問看護ステーション	会津若松市山鹿町五―三 二階	令和八年七月一日
赤井畑歯科医院	伊達郡国見町大字山崎字太子堂三―三	同年九月一日
医療法人久慈会 ふかや歯科	東白川郡棚倉町大字関口字上志宝七三番地	同年八月一日

（社会福祉課）

福島県告示第六百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和八年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
あらい内科循環器科クリニック	会津若松市城西町五番五五号	令和八年七月三十一日

（社会福祉課）

福島県告示第六百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

令和八年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人長沼クリニック	須賀川市長沼字殿町二一―三	令和八年五月二四日
伊藤歯科医院	二本松市金色久保一九六	同年七月一日

(社会福祉課)

福島県告示第六百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

令和八年十月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
小山田 光	二本松市木幡字西和代一九五―一二	小山田接骨院	二本松市木幡字西和代一九五―一二	令和八年八月二七日

(社会福祉課)

福島県告示第六百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった。

令和八年十月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
変更前	変更後		

アサヒサソク リーノ在宅介護 センター 相馬	アスケア訪問入 浴 相馬	相馬市沖ノ内二 丁目一五―四	株式会社 ASCA re	静岡県静岡市葵 区本通十丁目八 番地の一
アサヒサソク リーノ在宅介護 センター 須賀 川	アスケア訪問入 浴 須賀川	須賀川市館取町 一一五番地	株式会社 ASCA re	静岡県静岡市葵 区本通十丁目八 番地の一

(社会福祉課)

福島県告示第六百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

令和八年十月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
株式会社キャノピー	会津若松市表町四番六号	株式会社キャノピー	会津若松市山見二丁目九番地の八

(社会福祉課)

福島県告示第六百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和八年十月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年 月 日	サービ スの 種 類
コスモ調剤薬局 厚生病院前店	東白川郡 塙町大字 塙字大町 二丁目七番地一	株式会社 コスモ ファーマ	郡山市桑野三丁目一二番二号	令和八年一月三十一日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
かのめ ガーデン クリニッ ク	須賀川市 和田字六 軒一七三番	医療法人 将文会	郡山市堂前町三 一―六	令和八年二月二十八日	通所リハ ビリテー ション 介護予防 通所リハ ビリテー ション

(社会福祉課)

福島県告示第六百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年十月九日から同年十一月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン野田 福島県福島市野田町四丁目三百三十七番二ほか
- 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし
- 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年十月九日から同年十一月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
岩瀬書店富久山店 福島県郡山市富久山町八山田字大森新田三十六―一ほか
- 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年十月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 解除予定保安林の所在場所
いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - 解除の理由
河川管理施設用地とするため
 - 解除予定保安林の所在場所
いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 解除の理由
河川管理施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(森林保全課)

公 告

公告第百九十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和八年七月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和八年十月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

令和8年7月分
(特殊肥料)

特殊肥料 の指定名	生産業者、 輸入業者又 は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果							備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	T Cu (mg/ kg)	T Zn (mg/ kg)	C/N	水分(%)	
堆肥	有限会社大 空ファーム	豚ふん発酵 肥料	1.8	3.5	2.3	43	53	15	26.8	
堆肥	佐藤 天斗	牛ふん堆肥	0.6	0.3	0.6	-	-	37	44.1	
堆肥	佐藤 豊洋	佐藤ファーム ふたい肥	0.5	0.5	1.6	-	-	27	68.2	
堆肥	松林 正治	牛ふん堆肥	1.0	0.9	2.5	-	-	15	50.7	

注 主成分の略号は次のとおりである。
TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全
量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量
(農業総合センター)